

# 丹波市立中学校 文化部活動ガイドライン

令和元年5月

丹波市教育委員会

## 目 次

1	はじめに	1
	(1) 丹波市立中学校文化部活動ガイドラインについて	1
	(2) 文化部活動について	1
2	文化部活動指導上の留意事項	2
	(1) 適切な休養日や活動時間の設定等について	2
	①学校における活動方針の策定等	
	②適切な休養日・活動時間の設定	
	(2) 適切な文化部活動指導について	3
	①適切な部活動指導	
	②事故防止の徹底	
	③体罰等の禁止について	
	(3) 生徒のニーズを踏まえた環境整備について	4
	①生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置	
	②参加する大会等の見直し	
	③地域との連携等	
3	終わりに	5

## 1 はじめに

- (1) 丹波市立中学校文化部活動ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という)について  
丹波市では、望ましい運動部活動の在り方を示すため、「丹波市立中学校運動部活動ガイドライン」のもと、その推進を図っており、文化部活動もこれに準じて推進してきた。

このたび、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁より)や「文化部活動の在り方に関する方針」(平成31年4月 兵庫県教育委員会より)が示されたことを踏まえ、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図り、今後の文化部活動を運営するにあたって、関係団体等との連携の上、持続可能な文化部活動を推進していくために、本ガイドラインを策定する。

- (2) 文化部活動について

学校の文化部活動は、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部の責任者(以下「文化部顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。

文化部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義がある。

- ◇ 異年齢との交流の場
- ◇ 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築
- ◇ 生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める
- ◇ 部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解

○中学校学習指導要領(平成29年3月) 高等学校学習指導要領(平成30年3月)(抜粋)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

しかし一方で、部活動の一部には、活動が長時間になるものもあり、生徒の自主的、自発的な参加となるような工夫や、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する必要がある。さらには、近年では少子化による部員数の減少、教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大等が問題になっており、持続可能な文化部活動の在り方が問われている。

## 2 文化部活動指導上の留意事項

### (1) 適切な休養日や活動時間の設定等について

#### ①学校における活動方針の策定等

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教職員や保護者、「外部指導者」の意思で行われることなく、部活動に関わる全教職員の共通理解と協力により、本ガイドライン及び学校としての活動方針に沿って行う必要がある。

学校長は、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を作成するとともに、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、学校長に提出する。

なお、活動方針、活動計画の作成にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 生徒の自主性・自発性を尊重するとともに、部活動指導者が生徒の実態に応じた適切な指導を行う。
- (イ) 一部の生徒に限ることなく、多くの生徒に活動の機会が与えられるようにする。
- (ウ) 技術指導のみに重点をおいたり、大会等で好成績をとったりすることだけに固執することなく、部活動指導者と部員、または部員同士の間人間関係を深め、切磋琢磨しながら向上する雰囲気づくりに努める。
- (エ) 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等の設定に配慮する。

※なお、活動方針等は、学校のホームページ等を通して広く公表する。

#### ②適切な休養日・活動時間の設定

##### 【ノー部活動デーの取組】

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も同様に扱う。  
(平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上設定)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

- ・大会等により土日の両日活動した場合は、振り替え休養日を設ける。
- ・長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを設ける。
- ・上記練習時間について、大会等は除くものとする。

## (2) 適切な文化部活動指導について

### ①適切な部活動指導

文化部顧問は、以下のことを理解し、生徒が自主性や主体性を発揮できるよう、活動目標や方針、練習のねらいや内容、方法などを生徒にしっかりと理解させる必要がある。部活動を通じて、生徒が自分の目標や課題、役割などを自ら設定し、達成や解決に向けた必要な取組を考え、実践する力を育めるようにする。

- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うこと
- 自己のペースで作品を完成するなど、創作活動の特殊性にも配慮すること
- 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成させること

※詳細については、兵庫県教育委員会作成「文化部活動の在り方に関する方針」

#### Ⅱ 指導の充実 2 適切な指導の実施を参照

### ②事故防止の徹底

#### (ア) 安全指導の充実

- ・生徒自身が、教科等の授業で習得した安全に関する知識や技能を活用・発展させ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるように指導する。
- ・施設・用具の正しい使用方法を指導する。また、使用前の安全確認の習慣化や準備・片付け及び移動時の安全指導なども十分に行う。

#### (イ) 安全管理の徹底

- ・予測される危険性の事前確認や用具・活動場所等の安全点検を徹底する。
- ・個々の生徒の基礎疾患、既往歴など、配慮すべき事項を把握しておく。
- ・練習（大会等）前後に個々の生徒の健康観察を行うとともに、練習（大会等）中も生徒の動きや顔色などにより健康状態を把握し、状況に応じて練習内容の変更や大会等への出場を見合わせ休養を取らせるなどする。
- ・生徒の技能レベルを考慮した指導の計画を立てる。
- ・熱中症対策のための気温・湿度等の把握、暴風や雷、突然の豪雨などの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じる。（※熱中症対策については、「熱中症予防運動指針」【公益財団法人日本スポーツ協会】に示される環境条件の評価を参考に、運動の可否を判断する。）

#### (ウ) 事故等への適切な対応

- ・万が一、事故が発生した場合には、生徒の安全確保や応急手当などの適切な対応を行う。また、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立して全職員で共

有する。

- ・応急手当や救命措置など、全教職員が心肺蘇生法の正しい手順、AEDの設置場所と使用方法を理解しておく。

### ③体罰等の禁止について

- いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、許されないものであるという認識をもつ。
- 生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜する行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、決して許されないものであるとの自覚をもって指導にあたる。

## (3) 生徒のニーズを踏まえた環境整備について

### ①生徒の多様なニーズを踏まえた文化部の設置

学校は、文化部活動を生徒が生涯にわたって豊かな文化芸術活動を実現する資質・能力を育む基盤として持続可能なものとするために、技能等の向上以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう工夫する。

### ②参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会等については、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担とならないことを考慮して参加することとする。

### ③地域との連携等

(ア) 学校は、文化部活動を持続可能なものとするために、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設、文化施設の活用や各種団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と家庭、地域が協働・融合した子どもを育てる環境の整備に努める。

(イ) 専門的な技術を指導できる顧問を確保することが困難な場合や、他の校務により顧問が十分に指導できない場合などにおいても、生徒が安全で充実した指導を受けることができるよう、また教員の負担軽減のためにも、必要に応じて外部指導者の活用を図る。

### 3 終わりに

文化部活動は、文化、芸術、科学など、生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、それぞれの個性や能力を伸長したり、社会性や人間性を育む様々な経験を積んだり、生涯の友人を得たりする教育活動の一つとして、子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。

しかし一方で、教育活動である部活動本来の姿を見失い、大会等上位に入賞する等のみを重視した偏った指導や運営を行うと、生徒の様々な活動に参加する機会を奪うだけでなく、バーンアウトなど生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることも認識しなければならない。

文化部活動を、生徒が生涯にわたって豊かな文化芸術活動を実現できる資質・能力を育む基盤として持続可能なものとするためにも、文化部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒にとっても、指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、その運営や指導体制の構築に本ガイドラインを活用していくことが大切である。